

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和3年8月24日 他			
場所	佐藤事務所 (参加者は各家庭から参加)			
会議名	第20回 県政報告会 (オンライン)			
相手方 (人数)	地域住民40名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	①感染症対策について ②【6月議会報告】 ・代表質問 (デジタル化・観光地・ワクチン接種・交番、駐在所・県域水道一体化) ・委員会報告 ③活動報告 ④ディスカッション 住民から寄せられた意見をもとにさまざまな問題を議会活動の中で提起していく			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	案内状 郵送代	7,700円	140円×43通 210円×8通	71
	案内状 郵送代	210円	210円×1通	81
	案内状 郵送代 速達料金×2通	860円	140円×2通 速達料 290円×2通	83
	※50%充当 合計 8,770円 ×50%=4,385円			
備考	添付資料：報告会資料・案内状			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第20回 県政報告会のご案内 (オンラインにて開催)

長期にわたり大変な状況が続いておりますが、皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。平素より【佐藤みつのり】に温かいご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。約1年半ぶりに県政報告会を開催させて頂く予定で準備を進めておりましたが、状況を鑑みて **Zoom** を使用したオンライン報告会を下記の通り開催いたします。今回は初回ですので不特定多数ではなく、事前登録型でのご参加とさせていただきます。

日時：9月5日(日) 15:00～17:00

(途中参加・途中退出可能です)

ご参加いただける方は9/3(金)正午までに同封の参加申込書にてメール、FAX、LINEのいずれかの方法でお申し込みをお願いします。(必ずメールアドレスをご記入ください。)開始30分前にこちらよりZoomのリンク先URLを送信しますので、そちらよりお入りください。

当日は同封の「令和3年度夏秋号ちらし」と「県政報告会資料」をお手元にご準備ください。(資料は暫定のものとなります)

ご不明な点がございましたら、遠慮なく佐藤事務所(加藤・渡辺)までお問い合わせください。

初めてオンラインでの開催となりますので、お見苦しい点があるかと思いますが、スタッフ一同努めてまいりますので、宜しくお願い致します。画面越しではございますが、皆さまとお会い出来ますことを楽しみにしております。

☆ご協力のお願い☆

前川きよしと吉村洋文日本維新の会副代表の2連ポスターの掲示場所を募集しております。衆議院選挙までの期間、ご協力頂ける方はご連絡お願い致します。

事前Zoom講習会のご案内(遠隔)

Zoom初心者の方、もしくは経験はあるけど自信がない方を対象に、下記日程にて遠隔での講習会を開催致します。予約制となりますので参加をご希望の方は27日までに同封の参加申込書にてお申し込みをお願いします。

日時：8月28日(土) 10:30～

令和3年8月吉日

奈良県議会議員 佐藤みつのり事務所

加藤・渡辺

〒630-0201 奈良県生駒市小明町556-3

TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489

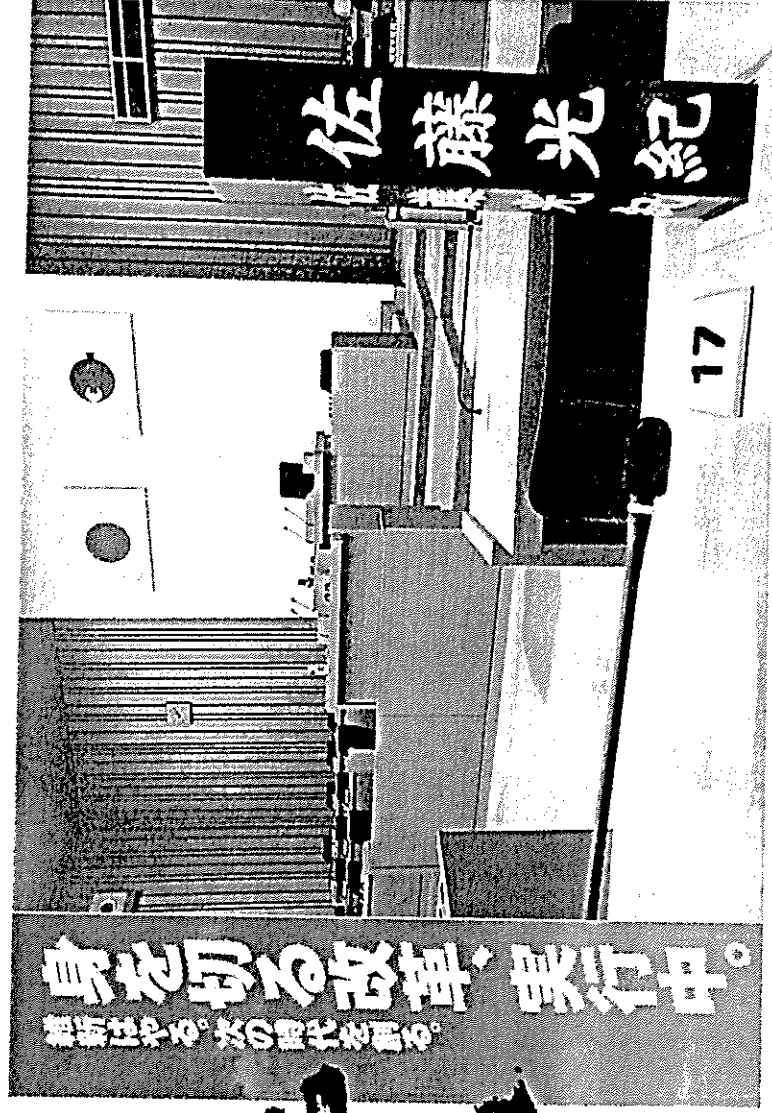
メール: mitsunori_satou1974@yahoo.co.jp

第20回県政報告会

奈良県議会議員 佐藤みつのり

維新

日本維新の会

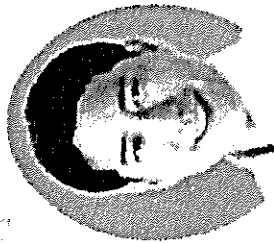


プログラム

- ・ご挨拶
- ・議会報告
- ・活動報告

令和3年9月5日(日) 15:00~17:00

オンライン開催(Zoom)



感染症対策について

さとう みつゆり

佐藤 光紀議員
(維新の党)

問 県内で危険性の高い感染症が発生した場合、近隣他府県の行政及び医療機関と連携して迅速に対応すべきと考える。現状と今後の取組について伺いたい。

答 県では、感染症指定医療機関を整備し病床を確保しており、必要な検査や調査を速やかに行うこととしている。また、感染症対応のための合同訓練や、最新情報に基づき研修会を実施している。今後、関西広域連合の広域防災分野に構成団体として加入し、広域連携を密にしていきたい。

【その他の質問項目】●広域防災拠点の整備 ●高齢者が生きがいを持てる社会づくり ●高校生の政治参加

6年前、議員としての初の一般質問において佐藤は感染症対策について質疑！

清水県議（日本維新の会 会派代表）も令和2年6月の代表質問で佐藤の着眼点について評価！



奈良県議会 議会中継

議員名一覧

議員名

議員名一覧

氏名	清水 勉
所属	しみず つとむ
所属	日本維新の会

令和2年6月代表質問 6月24日 代表質問

発言内容

- 緊急事態宣言発令時の休演講のあり方について
- 新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワークの推進について
- マイナンバーカードの普及拡大について
- 人口県中地区を対象とした治水対策について
- 奈良県大規模広域防災拠点の早期整備について

再送

・ライブ中継の予定はありません。
・配信される映像及び音声は、奈良県議会の公式記録ではありません。

日程画面へ戻る

会派の佐藤光紀議員が初めての一般質問で平成26年夏に千代田公園で発生しましたデング熱を例に奈良県の感染症対策について質問をしております。感染症の特徵として感染から発症までに潜伏期間があり関西を観光中といったところで誰が発症するかを予測する事が出来ないで、直前に発生しうる感染症を想定し県境を越えた広域的な訓練を検討すべきと考え、県の感染症対策医療機関の病床も当時は13床しかなく、こころもとならないのではいかと指摘しております。

身を切る改革、維新だからできる。

日本維新の会



元参議院議員 弁護士

前川 老よしげ

日本維新の会
衆議院奈良1区(奈良市、生駒市)支部長就任！

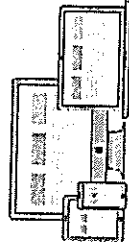


ハコモノばかりに税金が使われて、県民の暮らしのためには使われない奈良県。それにもかかわらず、2019年の奈良県知事選挙は、自民党だけでなく、旧民主党も、労働組合(連合)も既得権にぶら下がるために現職知事を応援しました。私は、そんな奈良県政に対して、「今のままではアカン」と、旧民主党と決別し、無所属で知事選挙に挑戦しました。

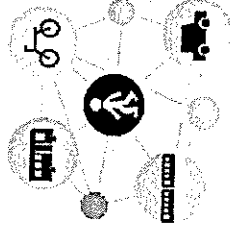
そして、「今のままではアカン」の思いを同じくする日本維新の会に合流しました。次は、国政から奈良の税金の使い道を変え、奈良の暮らしを豊かにすることに挑戦します。

令和3年6月議会代表質問

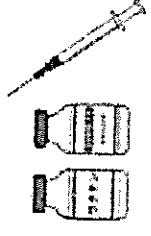
①県庁のデジタル化について



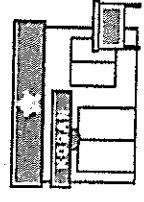
②観光地の交通戦略について



③新型コロナウイルスワクチン接種について



④交番・駐在所の最適化について

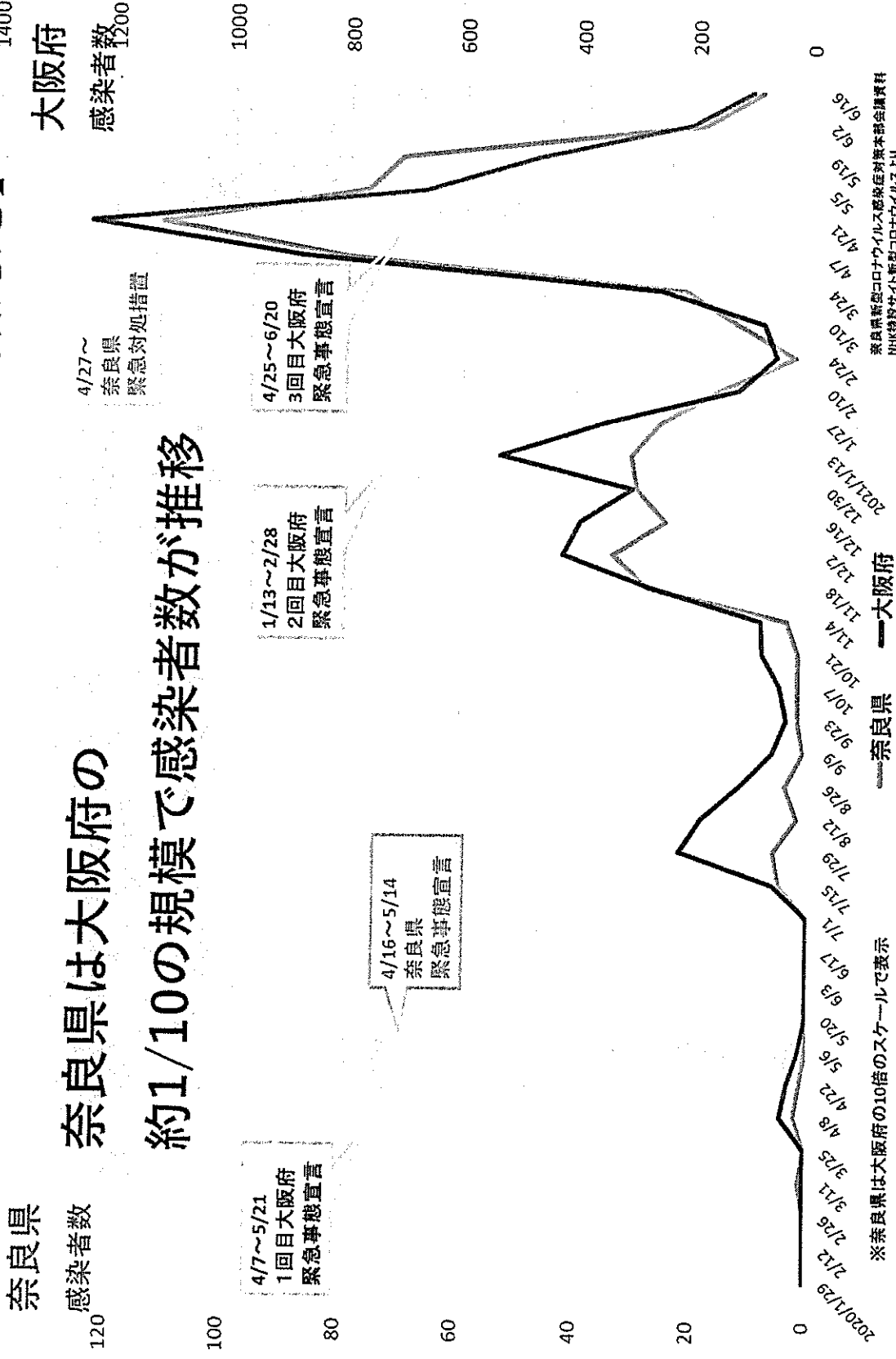


⑤県域水道一体化について



【新型コロナウイルス感染症 感染者数対比】

佐藤みづのり事務所作成 1400



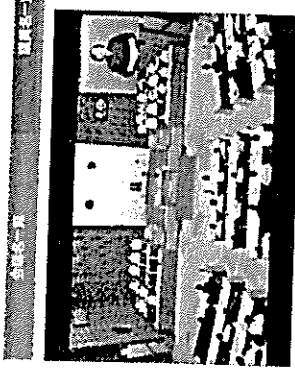
奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
NHK特設サイト新型コロナウイルスより

※奈良県は大阪府の10倍のスケールで表示

① 県庁デジタル化について

住民の利便性向上や行政効率化の観点から県庁のデジタル化を推進すべきと考える。県庁の今後のデジタル化へのスケジュール、庁内の推進体制デジタル化に伴う情報セキュリティ対策は。

奈良県議会 議会中継



奈良県議会 議会中継



要点

担当部署と協議した結果、セキュリティに関する対策が出し切れていない

答

デジタル技術を防災や医療などに活用することで県民生活の質の向上につながる。県では、行政・家庭・経済の3分野でデジタル化を推進し、県民が恩恵を享受できる環境を整えていく。6月には「奈良県地域デジタル化戦略本部」を立ち上げ、また、地域デジタル化の司令塔となるデジタル戦略課を今年度から設置した。

戦略本部を中心に、デジタル技術を活用して創造的かつ活カある社会の実現を目指す「奈良県地域デジタル化戦略」を策定する。9月までに基本方針、年度内に実行計画として取りまとめしていく。また、今年度中に職員用端末の半数をモバイル化しペーパーレス会議システムを整備していく。

知事：内部従事者からの漏洩については予防・対策してもしよがない、起きてから対応すればいい。国(霞が関)の情報よりサイバー攻撃の対象、セキュリティに関して知事には危機感がない。

問

②観光地の交通戦略について

・観光地としての魅力向上を図るため、観光客の移動の
利便性や快適性をコンセプトとした交通戦略を策定する必
要があると考えるがどうか

要点

県にはパークアンドバスライド、バスアンドライドなどの
概念がない

答

県として周遊・滞在型観光の推進を目指す。
『奈良県観光総合戦略』を策定、便利な交通道路体系、移動の円滑化・移動の快適性向上
のため、利用環境の整備推進を明記。

庁内・関係部署・市町村・事業者と連携をとり観光客の視点に立った整備を行う。

佐：現在、ターミナル機能が生かされていない各部署で連携を図ってほしいと要望。

奈良県議会 議会中継



③新型コロナウイルスワクチン接種について

奈良県議会 議会中継

会議名一覧



・介護従事者や自治体職員など、特定の職域を対象とした優先枠を設定することで、効率的に接種が進むと考えるがどうか。
・感染防止の観点から接種後にとるべき行動等を明確化したガイドラインを作成し、県民に周知する必要があると考えるがどうか。

要点

集団接種の優先順位(キャンセルを含む)の検証がなされていない

ワクチン接種者からの感染拡大リスクを考えて、ワクチン接種後のガイドラインを作成すべき

答

優先接種枠の検討をする、奈良市・天理市など職域接種が進んでいる自治体もある。ワクチン接種者から他者への感染リスクを考え、接種後もマスク着用など感染予防対策は必要だと考える。国、市町村からの周知に加え県からの周知もしていく。
キャンセル待ちの対応、接種従事者や近隣の教職員などへ接種、ワクチンが無駄にならないようあらかじめ指針を示すことが重要。

問 ④交番・駐在所の最適化について

・交番・駐在所の高機能化が求められる中、交番・駐在所の最適化をどのように進めていくのか？

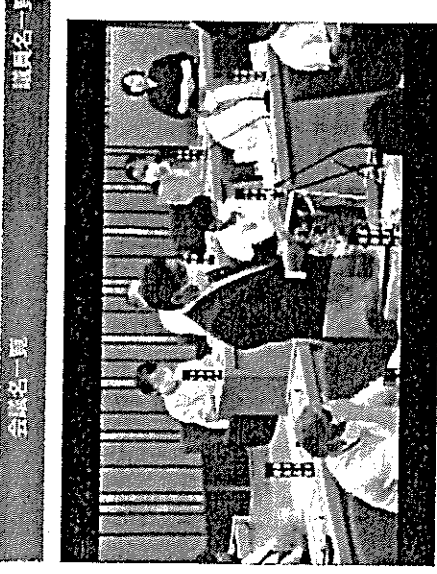
・最適化に伴い廃止する駐在所の建物について警察官の休憩所や待機所等に有効活用してはどうか

要点 交番・駐在所の最適化について内容が適切ではない

答

最適化にむけての指針を示す、新たな施設は高機能化に対応した施設へ。
現状の施設は耐震性・老朽化・安全性を確保した上で、地域の安全に資するように幅広く検討して有効活用を目指す。

佐：現場の把握するために生駒台駐在所・東生駒交番を見てほしい



⑤ 県域水道一体化について

問

・検討開始当初は経営統合としてスタートし段階的に事業統合するとしていた方針から、一転して事業統合とした経緯について
・一体化による効果額と併せて料金水準も示されたが、この精査も含めて今後どのように協議を進めていくのか

奈良県議会 議会上程



要点

県域水道一体化における将来負担について計画があいまいである

答

組織的に一体化する『経営統合』では給水区域・水道料金設定・事業認可が市町村ごとに行われる。県域で適切な施設更新が進まない、組織内の統制も取れない。
『経営統合』では個別市町村の最適化が優先される『事業統合』への移行が困難、一体化の効果をも十分に発揮するためには『事業統合』が必要。
今夏企業団設置準備協議会立ち上げ、関係29団体と連携し水道料金上昇抑制・効果額について改めて算定。

覚書に基づくと各市町村の水道資産はすべて引き継ぐことになる。

議会改革推進会議

委員長：佐藤 令和3年6月

議題・議会運営委員会のオンライン会議について ・タブレット端末の利用について

「新型コロナウイルス感染症蔓延防止」、「重大な感染症の蔓延防止」、「大規模な災害の発生」、「その他の事情・緊急事態の発生」、などの事由で集まっての会議ができない場合にオンライン出席(議会運営委員会)ができるようにする規定を作るかどうかを議論。

必要な議論は、出来ない理由を探るより、出来る理由を探ること。
デジタル端末を使える議員と使えない議員の間で意識の差がある。

年度中に職員用端末の半数を入れ替える、ペーパーレス会議システムを整備するとしている
が議会のデジタル化は遅れをとっている。
前提として議会のICT化は進めていく方針を確認。

要
点

県議会の中で、議会のデジタルを望まない方々が多い(デジタルが苦手)

①所属常任委員会 厚生委員会→経済労働委員会(副委員長)へ

コロナ禍の中で現状の『お願いベースの自粛や規制』のルーティンでは限界がある。
ワクチン接種を押し進め、承認された治療薬と治療法を展開しつつ、マスク着用と手指消毒、換気を徹底する等の防疫体制を継続し本気で経済を回していく必要性を経営者として会社経営に携わる中で肌で感じている。

②令和3年6月議会 「台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書」を提出

維新会派として提出し(佐藤:原文草案)県議会本会議において全会一致で議決される。
緊張が高まっている台湾情勢を、奈良県議会としても切実に捉えている。





日本維新の会

奈良県内 選挙結果

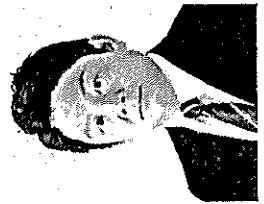
公認候補全員当選!



令和3年2月 橿原市議会議員選挙

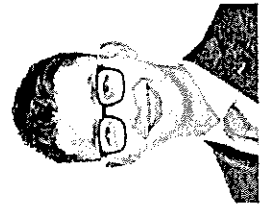


原山だいすけ(9位)



福田としや(12位) 2名とも当選!

令和3年7月 奈良市議会議員選挙



山岡としき(1位)



大西あつふみ(2位)

令和3年3月 香芝市議会議員選挙



清川きよこ(2位)



中谷かずてる(10位) 2名とも当選!



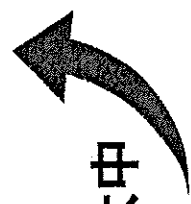
やなぎだ昌孝(4位)



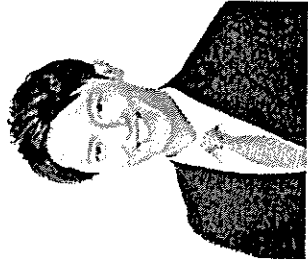
佐野かずのり(5位)

4名とも
上位当選!

奈良県内で維新の党勢を拡大中



令和3年7月 兵庫県知事選挙



さいとう元彦

日本維新の会 推薦
大阪府下以外で維新系首長の誕生
大阪と兵庫の連携が一層強くなる期待

兵庫県知事選の構図



金子 和夫氏
旧自治省出身
前兵庫県副知事
支援方針



高橋 元彦氏
総務省出身
大阪府財政課長
支援方針

会派離脱

秋波



井戸 敏三知事
県政継承



「政策が一致すれば
全面的に支援する」



日本維新の会

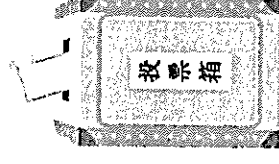


松井 一郎氏
吉村 洋文氏

令和3年7月 日本維新の会 奈良県総支部 選挙対策本部長に佐藤が就任

【今秋に行われる選挙から指揮をとる】

- 10/24投票：葛城市議会選挙
- 10月頃投票：衆議院総選挙
- 10月頃投票：県議会議員補欠選挙(奈良市選挙区)



生駒市における直近実施国政選挙 維新及び他党比例票の推移

□第47回衆議院議員総選挙(比例) 平成26年12月14日執行

	維新の党	自由民主党	公明党	民主党	生活の党	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	13,121	18,603	4,854	6,531	2,258	5,995	844	218

○第24回参議院議員選挙(比例) 平成28年7月10日執行

	おおさか維新の会	自由民主党	公明党	民進党	新党改革	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	13,120	18,955	5,458	9,890	439	5,517	912	377

□第48回衆議院議員総選挙(比例) 平成29年10月22日執行

	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	希望の党	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	9,831	19,917	4,843	10,793	6,962	4,074	446	260

○第25回参議院議員選挙(比例) 令和元年7月21日執行

	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	国民民主党	日本共産党	社会民主党	れいわ新選組
生駒市	11,276	15,439	4,862	6,887	1,851	3,942	638	2,295

※第24回参議院選挙(平成28年)と第48回衆議院選挙(平成29年)は奈良選挙区に候補者(吉野忠男氏)を擁立。

感謝の気持ち

ご清聴ありがとうございました。
引き続き、「佐藤みつのり」へご支援よろしくお願い申し上げます。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和3年9月7日 他				
表題と発行部数	令和3年夏秋号ちらし 40,500部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 29,050部、ポスティング 11,450部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月議会報告 ・県政活動 ・会員募集 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio KITI 村田	171,419円	@3.9×40,000部 ≒154,869円 十文字加工代 11,000円 B4レイアウト代 5,000円 振込手数料 550円	84
	新聞折込代 生駒市内	サンケイ 広告	99,060円	@3.1×29,050部× 1.1=99,060円	85
	印刷代	プリント パック	8,660円	@16.6×500部 ≒8,330円 手数料 330円	69
※ 50%充当 合計 279,139円×50%=139,569円					
備考	添付資料：令和3年夏秋号ちらし 請求書				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 佐藤みつりのり

[生駒市選挙区選出]

佐藤みつりのり

平成27年9月定例県議会一般質問
(一部抜粋:奈良県議会だより)



感染症対策について

佐藤 光紀議員
(維新の党)

問 県内で危険性の高い感染症が発生した場合、近隣他府県の行政及び医療機関と連携して迅速に対応すべきと考える。現状と今後の取組について伺いたい。
答 県では、感染症指定医療機関を整備し病床を確保しており、必要な検査や調査を速やかに行うこととしている。また、感染症対応のための合同訓練や、最新情報に基づく研修会を実施している。今後、関西広域連合の広域防災分野に構成団体として加入し、広域連携を密にしていきたい。
[その他の質問項目] ●広域防災拠点の整備 ●高齢者が生きがいを有する社会づくり ●高校生の政治参加

私が初めて議員となった最初の議会質問が「感染症対策」についてでした。どうしても拭えぬ不安があったからです。

当時(現時点も)、奈良県だけが関西広域連合の広域医療分野に参加しておらず、違和感がありましたので、この質問を行いました。是非、ご質問ければと思います。

また、現状の対策においても「お願いベースの自粛や規制」のルーティンから脱し、ワクチン接種を推し進め、一刻も早く承認された治療薬と治療法を展開しつつ、マスク着用と手指消毒、換気を徹底する等の防疫体制を今後も継続し、更には法整備についても見直しの上、本気で経済を回していく必要性を感じております。

コロナ禍において、この二年間は奈良県厚生委員会副委員長として活動をさせて頂きました。今年度からは経済復興を模索する為にも経済労働委員会副委員長として活動致します。宜しくお願い致します。

【日本維新の会】
奈良県総支部所属
・ 総務会長
・ 選挙対策本部長
・ たまに広報担当

【奈良県議会】
・ 経済労働委員会副委員長
・ 観光振興対策特別委員会委員
・ 殺処分ゼロをめざす県議会議員連盟副会長



議会報告

詳しくは議会中継(録画)をご覧ください



令和3年6月 定例県議会代表質問

1 県庁のデジタル化について

● 住民の利便性向上や行政効率化の観点から県庁のデジタル化を推進すべきと考えるが、県の方針、県庁内の推進体制、今後のスケジュールについて伺う。

● その他、情報セキュリティについて。
地方のネットワークとしてLG-WANが、県にはG-NETが構築されている。しかし、住基ネットはこれらのネットワークには繋がっていない。将来的には各ネットワークを接続しての運用が望まれるが、安全な接続環境を実現するには今以上のセキュリティ対策が必要であり、IDS(不正侵入検知)やIPS(不正侵入防止)について調査、また常時監視されていない点について、知事にお問い合わせください。詳しくは記録動画をご覧ください。

県庁のデジタル化について
佐藤 光紀議員 (維新の党)
① 住民の利便性向上や行政効率化の観点から、県庁のデジタル化を推進すべきと考えるが、県の方針、県庁内の推進体制、今後のスケジュールについて伺う。
② デジタル技術の普及や促進などに活用することで県民生活の質の向上につながる。県では、行政・教育・経済の3分野でデジタル化を推進し、県民が利便性を享受できる環境を整えていく。6月には「奈良県地域デジタル化戦略本部」を立ち上げ、地域デジタル化の司令塔となるデジタル戦略課を今年度から設置し、戦略本部を中心に、デジタル技術を活用して自治体かつ県民生活の両面を目標とする「奈良県地域デジタル化戦略」を策定する。9月までに基本方針、年度内に実行計画として取りまとめたい。また、今年度中に職員用端末の半数をモバイル化し、ペーパーレス会議システムを構築していく。

2 観光地の交通戦略について

● 観光地としての魅力向上を図るため、観光客の移動の利便性や快適性をコンセプトとした交通戦略を策定する必要があるかどうか。

◎ 県観光局長：奈良県観光総合戦略において、関係部署と情報を共有しながら取り組んでいく。

佐藤はこれまで、数多くのバスターミナルや大型駐車場の設計や施工に現場監督として携わってきた経験があります。その視点で竣工後の利用率が問題となった奈良公園バスターミナルを始め、県所有のバスターミナルや施設駐車場運営について、各施設の相互戦略が定められていない事や、日常生活における交通戦略とは別の観光における交通戦略について、パークアンドライドやバスアンドライド等の概念を例えとし、観光局長が主導して観光地の交通戦略を策定する必要性を予算委員会、決算委員会での質疑応答をベースに観光局長に伺いました。

3 新型コロナウイルスワクチン接種について

① 介護従事者や自治体職員など、特定の職種を対象とした優先枠を設定することで、効果的に接種が進むと考えるかどうか。
② 接種後のガイドラインを策定するなど周知に努める必要があるかどうか。
◎ 県医療局長：①福祉・介護従事者に対して新たに優先枠を設ける。②県としても広く周知する必要がある。

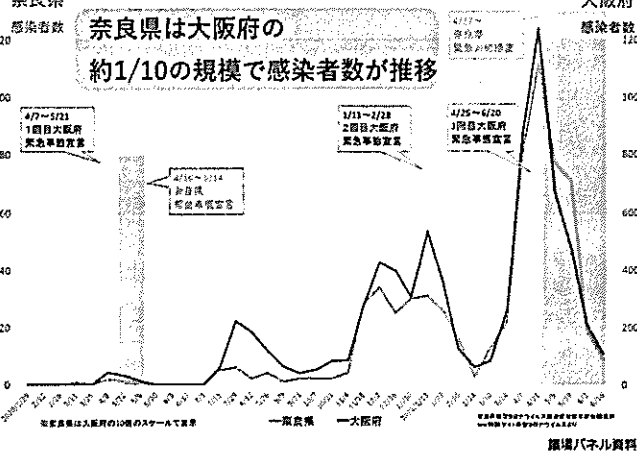
4 交番・駐在所の最適化について

① 交番・駐在所の高機能化が求められる中、交番・駐在所の最適化をどのように進めていくのか。
② 最適化に伴い廃止する駐在所の建物について、警察官の休憩所や待機所等に有効活用してはどうか。
◎ 県警察本部長：②直接の視察も行い、前向きに検討する。

5 県域水道一体化について

① 検討開始当初は経営統合としてスタートし段階的に事業統合するとしていた方針から、一転して事業統合とした経緯について。
② 一体化による効果額と併せて料金水準も示されたが、これら精査も含めて、今後どのように協議を進めていくのか。
◎ 県水道局長：対象市町村で再調査し、今後の協議をすすめていく。

【新型コロナウイルス感染症 感染者数対比】



奈良県は大阪府の約1/10の規模で感染者数が推移

県議会意見書（第8号）

「台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書」

維新会派として提出（佐藤：原文草案）

本意見書の提出に際し、意見書調整会議において、切迫する国際状況に鑑み、早い段階で全会派から本意見書（案）は承認が成され、県議会本会議においても全会一致で議決され、地方自治法第99条に基づき、国に提出されました。

⇒日々、緊張が高まっている台湾の情勢において、奈良県議会としても切実に捉えております。



議会改革推進会議

議会のデジタル改革に向けて、前進はしているものの...

行政や政治家はこのコロナ禍において、ICTの活用やテレワークやオンラインだと声高に言っておりますが、現時点で一番出ていないのは行政であったり、政治家ではないのかと思う事があります。色々制約がある事は理解はできるのですが、今必要な議論は、出来ない理由を探るより、出来る理由を探る事だと思います。

先の県議会で佐藤が行った代表質問の答弁にもあります様に（前ページ参照）、遅れていた行政側も年度中に職員用端末の半数を入れ替えるだけでなく、閉域ネットワークに接続可能であり、ペーパーレス会議システムも整備するとしています。果たして議会はどのようにするのか。県議会のデジタル化は明らかに後れをとっています。



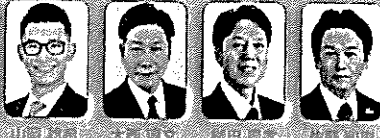
日本維新の会 TOPICS

新たに加わった仲間と共に、奈良県内自治体の行財政改革を進めて参ります

令和3年7月の奈良市議会議員選挙において

TOP5のうち4名が維新公認候補という結果！

- 1位当選：山岡としき 7,264 票
- 2位当選：大西あつふみ 6,549 票
- 4位当選：やなぎだ昌孝 4,748 票
- 5位当選：佐野かずのり 4,506 票



当選を祝う大西候補選挙事務所にて

選挙初日には 吉村洋文 日本維新の会副代表が応援に駆け付けた

維新の挑戦：奈良市長 選挙において元県議（同会派）の中川崇候補が維新 推薦で挑戦するも次点で惜敗

令和3年2月 橿原市議会議員選挙 公認候補2名当選

令和3年3月 香芝市議会議員選挙 公認候補2名当選 **公認候補は全員当選！**

大阪府下以外で維新系の官長誕生

令和3年7月 兵庫県知事選挙

日本維新の会 推薦
さいとう元彦 知事が誕生！



大和西大寺駅前吉村知事応援の様子

【月額報酬】

奈良県議会議員の議員報酬、費用弁償並びに地方自治体の職員にその支払関係の一部を改正する条例案

令和2年4月1日改正
令和3年4月29日改正

月額報酬
議員：8万6千円
副議長：7万5千円
議長：7万5千円

佐藤みつのUYouTubeチャンネル
さとチャン!

笑は、佐藤自身で撮影から編集しています。

元参議院議員でもあり、
現役の弁護士でもある
前川 きよしげ

【維新・衆議院奈良1区支部長】
に選出され市内で活動中！

ポスター掲示場所の
ご協力お願い致します！
佐藤県議 前川（一区）支部長 梶井市議

身を守る改革 奈良県総支部 (Ver. 奈良県議会) 前半

身を守る改革、解説させていただきます！

二期目（令和）に入り
日本維新の会・奈良県総支部に
大きな変化が！！後半をご買下さい！！

身を守る改革 奈良県総支部 (Ver. 奈良県議会) 後半

吉村洋文 ひろふみ

7月4日(日) 13:00 西大寺サンワシテラ

奈良市に来る!!
街頭演説

奈良に吉村洋文来る！

維新統一行動 in 奈良市 R03

佐藤みつのり事務所 会員募集!

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めて参りましょう!
入会希望の方は、事務所(担当:加藤)までお気軽に問合せください。



事務所及びホームページにて、
皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています！

佐藤みつのり事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3
TEL:0743-25-4675 FAX:0743-25-2489
URL: https://mitsunori-sato.com

Twitter
Facebook

Join US

3つの利

- ・未来への政策提言と政策実現
- ・福祉・医療・教育への充実施策
- ・身を守る改革での行財政改革

南田原交差点 4

くら寿司 □ ユニクロ □ キリン堂 □

ガスト □ 佐藤みつのり事務所

ジョーシン □ 小明交差点

至東生駒駅

請求書

令和 3 年 8 月 ×日

佐藤みつのり事務所 様

studio KITI

大阪府大阪市北区中津2-8-C1101
TEL.FAX 06-7161-0042

下記のとおり御請求申し上げます。

品名	数量	単価	金額	摘要
B4広報誌印刷	40,000		154,869	
十字折加工	10,000		11,000	
B4レイアウト修正			5,000	
合計金額			170,869	
消費税額		税込合計金額	170,869円	

振込先/○三井住友銀行

○三菱東京UFJ銀行

口座名. 村田 耕一

口座名. 村田 耕一

9/4 + -il 済
9/4

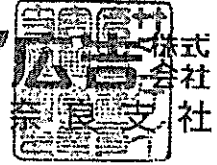
請 求 書

〒 630-0201
生駒市小明町556-3

2021年08月31日 締切分 No. 00106665

佐藤みつのり事務所 殿

サンケイ



〒630-8113 奈良市法蓮町559-1
☎ (0742)32-1220(代表)
FAX(0742)32-1230

得意先コード 112051

お振込みは下記の口座をお願いいたします。
<振込先> 南都銀行 [REDACTED]
ゆうちょ銀行 記号 [REDACTED] 番号 [REDACTED]
口座名義 サンケイ広告(株) 奈良支社

下記の通り御請求申し上げます。尚、当請求書と入れ違いにご入金済の場合はご容赦下さい。

前回御請求額	御入金額	差引繰越額	当月分請求額	合計請求額
0	0	0	99,060	99,060

担当者
[REDACTED]

伝票 No.	年月日	媒体名	件名・種類	数量(スペース)	単価	金額
10098189	21/08/29	チラシ折込	新聞折込 B4	29,050部		90,055
					(小計)	90,055
					(消費税)	9,005
					(合計)	99,060

請求書

2021年08月19日

佐藤みつのり事務所 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
ご依頼いただきました件、次の通り御請求申し上げます。
何卒よろしくお願ひ申し上げます

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890



お支払条件 代金引換 (後払)

納品場所 ご指定場所

御請求金額 8,660円 (税込)

納品期日 当日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC27070956	品名：令和3年夏秋チラシ A3変形 (258×365～302×430) / 長辺：385×短辺：274 / 両面4色 / コート90 / 500部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2： 代引き手数料	1	8,330	8,330
				330
合 計				8,660

特記事項

代引き手数料はお客様にご負担いただく形となります。
商品到着時に運送会社様へお支払いくださいませ。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年1月20日 他				
表題と発行部数	令和4年新春号ちらし 40,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 28,250部、ポスティング、駅立ち 11,750部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月議会報告 ・ 県政活動 ・ 会員募集 他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio KITI 村田	171,314円	@4.2×40,000部 ≒170,869円 振込手数料 445円	158
	新聞折込代 生駒市内	サンケイ 広告	96,332円	@3.1×28,250部× 1.1=96,332円	184
		※ 50%充当 合計 267,646円×50%=133,823円			
備考	添付資料：令和4年新春号ちらし 請求書				

注 発行した広報紙を添付してください。

新年

奈良県議会議員 佐藤みつのり

[生駒市選出]

新年、明けましておめでとうございます。

令和2年初頭より、新型コロナウイルスの影響が出始めてから丸二年が経過しようとしております。

皆様から見ても政治の問題、行政の問題、社会体質としての課題等、様々な問題や課題が浮き彫りになってきているかと思えます。

また、価値観すら変わってきている中で、今やるべき事、これからやらなければならない事についても明確になってきています。

この激動期に【奈良県議会議員】として送り出して頂いたご恩に報いる為にも、私にしかできない事が、必ずあるかと思えます。

存分に働きます!皆様には結果をお示し致します。

面白なき世を面白く! 一層、努めて参ります。

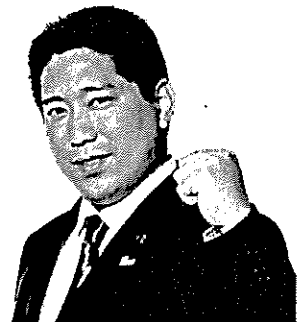
佐藤光紀

【奈良県議会議員】(二期目)

- ・経済労働委員会 副委員長
- ・観光振興対策特別委員会 委員
- ・議会運営委員会 委員
- ・議会改革推進会議 委員
- ・意見書調整会議 委員

- ・殺処分ゼロをめざす 県議会議員連盟 副会長
- ・奈良県自然環境保全審議会 委員

- ・日本維新の会 奈良県総支部所属



視聴・チャンネル登録をお願いします!

オンライン県政報告会

第20回県政報告会をZoomで実施しました。約40名程のご参加を頂きました。誠にありがとうございました



12月定例県議会報告 (TOPIX: 意見書と請願)

①「公職選挙法の改正を求める」意見書

(佐藤: 原文草案・意見調整)

今回の衆議院選挙において、公職選挙法の改正が必要であることを痛感。上記意見書を草案致しました。

各政党に対して積極的な働きかけを行った結果、奈良県議会として、国に提出する運びとなりました!



意見書原文はこちら

②「県立奈良高校と平城高校の融合をすすめる」請願

(佐藤: 紹介議員として提出)

問題が根深い県立高校再編において、上記の請願者より指名を頂き、今回は【私にしかできない事】であると認識。請願者と共に『一体何が大切なのか』テーマを絞り込み、議会においては会派をあげて訴え、

多数の賛同議員により請願は県議会にて採択されました!



委員会報告説明の動画はこちら

日々の活動を街頭にて報告



金曜日恒例の街頭活動は控えておりましたが、注意しながら、出来る範囲で再開しています。(選挙の時だけというスタンスは私に馴染みません) 佐藤を見かけたら、是非お声がけ下さい。実は、かなり嬉しかったです。

・県外視察: 奈良まほろば館 (東京) 他

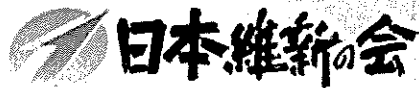


今年、移転を含めリニューアルオープンした新まほろば館は奈良県のリアルな魅力発信を行うべく開業致しました。アンテナショップは有効ですが、かかる経費に見合った成果も必要です。尚、コロナ禍で中止や延期となってきた県外(県内)の現地視察が再開できたのは幸いでした。やはり、百聞は一見にしかず。

・県内視察: 最終処分場、奈良県中央卸売市場



県民の生活を支える施設として、最終処分場と中央卸売市場を視察。再整備(除却・建替)を控えている卸売市場は注視が必要です。再整備計画が進捗していますが、アスベスト全棟調査が後回しにされており、この点を委員会でも指摘しております。まずは実態を掴む為にも調査が先で、連なる計画はその後であるというのが私の主張です。ちなみに佐藤はアスベスト作業主任者として、大規模公共施設における現場代理人の経験から物申しております。



維新はやる。
未来を託して欲しい。



柳ヶ瀬・音喜多 参議院議員と

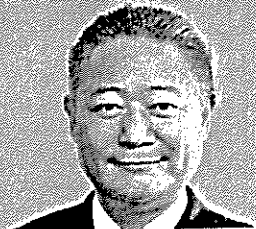
自分たちが政治家のあり方を変えていく。
そんな思いで維新を立ち上げ、約10年が経過しました。

この間に私たちの暮らしや社会のあり方は大きく変化してきましたが、
政治は昭和のまま、なにも変わってきませんでした。
政治家が優遇・厚遇され、特定の団体や業界など、一部の人だけが
得をするような政治。
いったい、誰のための政治なのか。もう古い政治は終わりにしましょう。

政治を国民のためのものあるべき姿に戻し、日本をもう一度成長できる国に変えていく。
そのために、皆様の力が必要です。一緒に、新しい日本の未来をつくっていきましょう。

新共同代表

ばば のぶゆき
馬場 伸幸



新幹事長

ふじた ふみたけ
藤田 文武



日本維新の会 新四役就任決定

新政調会長

おとぎた しゅん
音喜多 駿



新総務会長

やながせ ひろふみ
やながせ 裕文



第49回衆議院議員総選挙 奈良県1区(生駒市・奈良市)比例獲得票

	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党
生駒市	22,707	17,752	4,721	9,155	3,688
		22,473		12,843	
奈良市	52,788	49,590	17,830	28,493	13,635
		67,420		42,128	
合計	75,495	67,342	22,551	37,648	17,323
		89,893		54,971	

生駒市では自民党・公明党の合計以上の得票を『維新』が獲得！



第49回衆議院総選挙において
奈良県から維新の国会議員が
誕生しました！



前川きよしげ(奈良1区)

佐藤みつのり事務所 会員募集！ **Join US**

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めて参りましょう！
入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。政治を身近に感じてみませんか。



事務所及びホームページにて、
皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています！

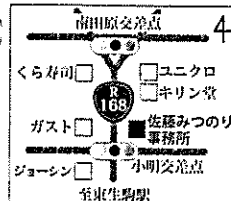
佐藤みつのり事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489
URL: <https://mitsunori-sato.com>



精神領域の、
3次元

- ・未来への政策提言と
政策実現
- ・福祉・医療・教育
への充実施策
- ・身を切る改革での
行財政改革



請求書

令和 3 年 12 月 × 日

佐藤みつのり事務所 様

studioKITO

大阪府大阪市北区中津2-8-0101
TEL.FAX 06-7161-0042

下記のとおり御請求申し上げます。

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
B4広報誌 印刷	40,000		170,869	
合 計 金 額				
消費税額		税 込 合計金額	170,869円	

振込先/○三井住友銀行

口座名. 村田 耕一

○三菱東京UFJ銀行

口座名. 村田 耕一

2/3 x - 1v

請 求 書

〒 630-0201
生駒市小町556-3

2022年01月31日 締切分 No. 00108385

佐藤みつのり事務所 殿



〒630-8113 奈良市法蓮町559-1
☎ (0742) 32-1220 (代表)
FAX (0742) 32-1230

得意先コード 112051

お振込みは下記の口座にお願いいたします。
<振込先> 南都銀行
ゆうちょ銀行 記号 番号
口座名義 サンケイ広告(株) 奈良支社

下記の通り御請求申し上げます。尚、当請求書と入れ違いにご入金済の場合はご容赦下さい。

前回御請求額	御入金額	差引繰越額	当月分請求額	合計請求額
0	0	0	96,332	96,332

担当者
[Redacted]

伝票 No.	年月日	媒体名	件名・種類	数量(スペース)	単価	金額
10100127	22/01/09	チラシ折込	新聞折込 B4	28,250部		87,575
					(小計)	87,575
					(消費税)	8,757
					(合計)	96,332

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和3年4月6日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費 その他	中垣由梨	55,000 円	更新料 1-3 月分 SNS バナーボタン 追加作業	4
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 4-6 月分	45
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 7-9 月分	94
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 10-12 月分	165
	サーバー維持費	さくらインターネット	918 円	R4年2月~R5年1月分	176
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 1-3 月分	207
※50%充当 合計 253,918 円×50%=126,959 円 ホームページアドレス : https://mitsunori-sato.com./ 添付資料 ・ Web サイト管理・更新業務の契約書 ・ さくらインターネット契約 支払い明細					
備考					

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



契約書

佐藤みつりのり事務所 御中

ICO webdesign 中垣 由梨

〒630-0262 奈良県生駒市緑ヶ丘 1420-2-217

TEL: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

以下、「佐藤みつりのり事務所」様を「甲」と記し、「中垣由梨」を「乙」と記します。

契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつりのり WEB サイト」

期間

2021年4月1日～2022年3月31日

費用

各1ヶ月間 15,000円

お支払い方法

銀行振込にて。3ヶ月毎とさせていただきます。

- ・乙は甲の上記期間、甲の Web サイトの管理・更新業務を行います。
- ・活動アルバムの更新は月3件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

甲記名

佐藤光紀

乙記名

中垣由梨



以上

From [REDACTED]

To [REDACTED]

受信日時 2022/02/14 月 10:12

[さくらインターネット] お支払い確認のご連絡

本メールは送信専用のため、ご返信いただきましても回答ができません。
本メールにお心当たりがない場合、またその他お問い合わせは、会員メニュー
「メールでのお問い合わせ」をご利用ください。

佐藤 光紀 様 [REDACTED]

いつもさくらインターネットをご利用いただき、誠にありがとうございます。
またこの度はサービス料金をお支払いいただき、重ねて御礼申し上げます。

以下の通り、お客様からの銀行振込でのご入金を確認いたしましたので
ご連絡いたします。

お支払い済み請求書番号：25735960
お支払い金額 : 5238 円
お支払い金融機関 : 銀行振込
弊社入金確認日 : 2022年02月14日

請求明細 および 対象のサービス情報につきましては、以下会員メニューより
確認いただけます。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=25735960>

* _____ *

◇ * ◆ ご確認ください ◆ * ◇

* _____ *

・対象の請求書がサービスの更新費用（継続利用料）の場合
現時点で更新手続きが完了しております。更新手続きは取消できません。

・対象の請求書がサービスの初回費用の場合
ご提供開始時期はサービスにより異なります。詳細は以下サイトをご確認
ください。

▼サービス申込みから、運用開始までの流れを教えてください。
<https://help.sakura.ad.jp/206224341/>

請求明細情報

選択された請求書の明細は次のとおりです。

請求基本情報

請求の概要

請求書No.

25735960

請求日

2022年01月10日

支払状況

済

支払方法

振り込み

メールアドレス

[REDACTED]

振込先口座番号

三井住友銀行 [REDACTED]

[REDACTED]

口座名義人 サクラインターネット (カ)

支払期限

2022年01月31日

お支払い金額

5,238円

内訳

小計	5,238円
内消費税額	476円
合計の支払金額	5,238円

請求の内訳

さくらのレンタルサーバスタンダード

サービス利用料(2022/02/01-2023/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]

サービスコード : 113100089483

支払区分 : 年間一括

数量 : 1

5,238円

戻る

令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b) $(b) / (a) = 4.5 / 9 \rightarrow$ 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

借書用

名称 日本たばこ株式会社

借主 佐藤 光 社長

契約 平成 27年 2月 1日

貸借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と
借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、
本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通りの契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用途： 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、
この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 64,800 円也 (内、4,800 円・消費税 8%) とし、
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と
し、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金 600,000 円 也を甲へ預託する。
但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当することはでき
ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することはでき
ない。

【第4条】

本契約期間を、平成 27 年 2 月 1 日より平成 29 年 1 月 31 日迄の
2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新する
ことが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であつても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あつたときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもつて行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

- 乙は次に掲げる行為をしてはならない。
- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
 - ②甲の許可なく建物外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
 - ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
 - ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
 - ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防火、防犯、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があつたとき。

第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付属する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をすする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払ひ中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならぬ。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることには出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めた時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行ったときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもつてはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸金等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。


⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人  本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

①本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。

②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。

③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。

④犬、猫等の動物類は飼わないこと。

⑤法令の施行により消費税に増徴があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

⑥本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印の上1通を保有する。

賃貸条件

賃料	月額 64,800円 (内 4,800円8%税)
共益費	賃料を含む
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円8%税)

保証金	600,000円
解約引	300,000円

鍵NO [REDACTED] 合計 1本
 受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。
 賃借人 佐藤光紀

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[REDACTED]
口座名義	森岡健 (モリオカ タケシ)

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称: コーポもりおか 102号店舗
 *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の1階部分
 *専有面積: 19㎡ (約5.5坪)

【貸主】住所 奈良県生駒市小町560-3

氏名 森岡 健

TEL [REDACTED]

【借主】住所 [REDACTED]

氏名 佐藤 光紀

TEL [REDACTED]

【連帯保証人】住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

【仲介人】商号: [REDACTED]

所在地: [REDACTED]

【取引主任者】氏名: [REDACTED]

平成 年 月 日

建物賃貸借契約書

特許所用

名称: 1-1-1 第1号 202号

借主: 佐藤 光 紀 慶

契約日: 令和元年 5月 1日

賃貸借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と
借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、
本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、
この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 32,400 円也 (内、2,400 円・消費税 8%) とし、
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と
し、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

本物件は、平成 27 年 2 月 1 日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に
至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと
新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のまま
に使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

【第4条】

本契約期間を、令和元年 5 月 1 日より令和 3 年 4 月 30 日迄の 2 年間とす
る。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来
る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに應じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書未居添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保安、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付属する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名譽を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当時音問において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくはは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】


甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- ① 自らが、暴力団、暴力関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるをいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- ④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。
- ⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
- ⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。
- ⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
- ⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人  は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更、電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。
- ②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

令和元年5月1日

賃貸条件

賃料	月額 32,400円 (内 2,400円8%税)	礼金	なし
共益費	賃料を含む	敷金	なし
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 32,400円也 (内 4,800円8%税)		

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称: コーポもりおか 202号
 *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の2階部分
 *専有面積: 20.25㎡

【貸主】 住所 奈良県生駒市小町560-3
 氏名 森岡 健

鍵NO. [REDACTED] 合計 2本
 受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。
 借借人 佐藤 光紀

TEL [REDACTED]

【借主】 住所 [REDACTED]
 氏名 佐藤 光紀

TEL [REDACTED]

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[REDACTED]
口座名義	森岡 健 (もりおか タケシ)

【連帯保証人】 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 実印

TEL [REDACTED]

【立会人】

【宅建取引士】

【ご入店に関するご案内】

ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。

- ◆電 気
ご使用を開始されるときにブレーカーを上げて下さい。
関西電力にお客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。
※連絡先 関西電力奈良営業所
TEL 0800(777)8052
- ◆上下水道
貸主にて毎月の検針請求になります。
家賃の口座へ振り込みをお願いします。
※連絡先 貸主 森 岡
TEL 0743-73-2288
- ◆ガ ス
本物件のガスは（都市ガス）です。
お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。
ご希望の日時を前もってご連絡下さい。
※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター
TEL 0743(74)2000
- ◆ゴ ミ
※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、
民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。
尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないといと、収集され
ません。
参考 生駒市衛生社 TEL 0743-79-9031
株式会社 Nambu TEL 0743-75-5383

No.5

ニシグチ第1モータープール No.2 → No.5

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：[REDACTED]

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社
(フェウナジ ヨウシヨウ イコマビルサービス)

駐車場貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光 紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニシグチ第1モータープール

* 所 在 地：生駒市小町5 4 6 番地 5

* 駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に依りて他の場所（区画）に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損傷を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならぬ事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

* 本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【賃借人】

(甲) 住所： 生駒市小町794番地

氏名： 株式会社 ニシダ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地

氏名： イコマ・ビルサービズ株式会社

代表取締役 仲埜 幸治

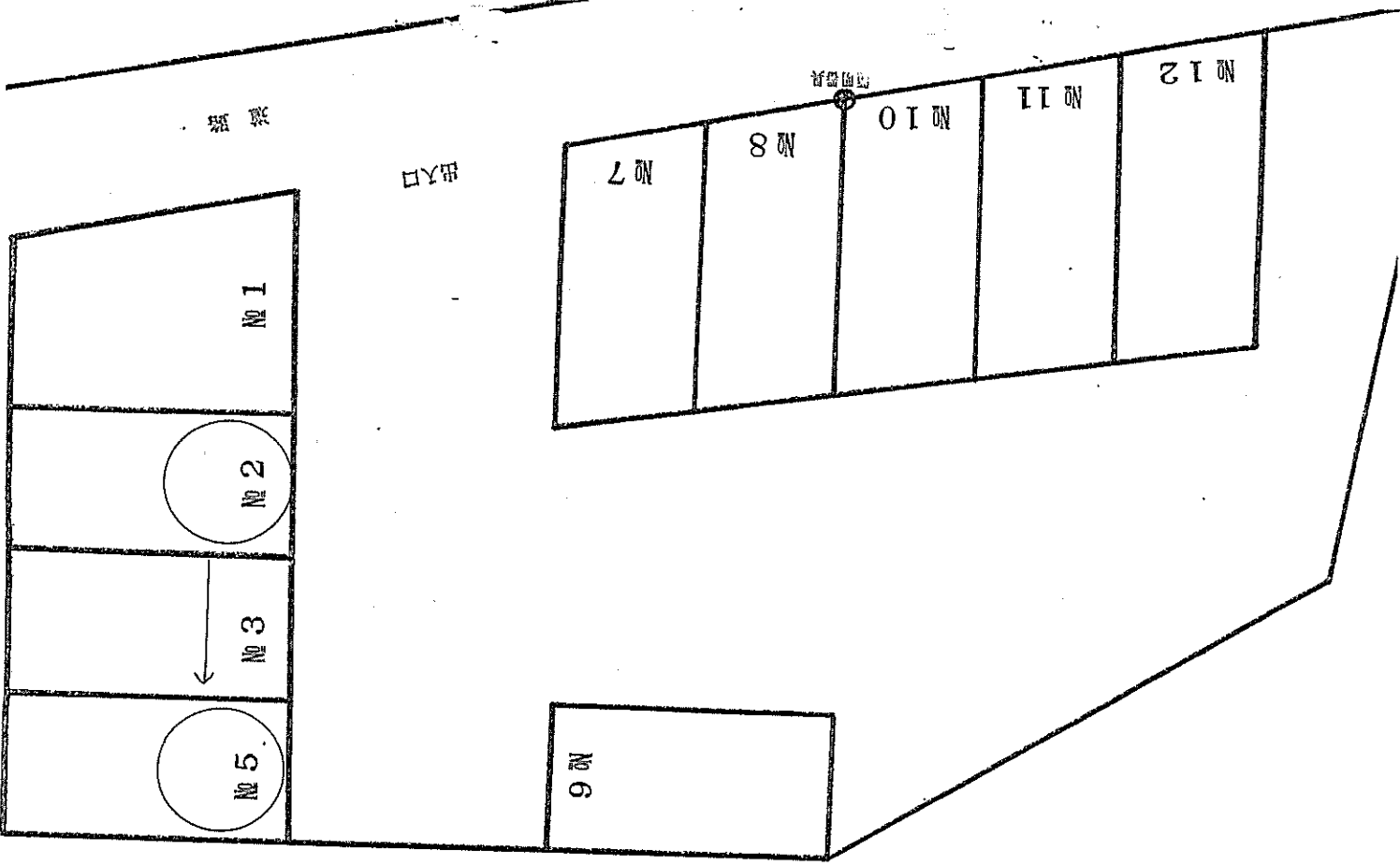
TEL： (0743) 75-2885 (代)

【賃借人】

(乙) 住所： [Redacted]

氏名： 佐藤 光紀

TEL： [Redacted]



ニシダ 第一モーターズ

NO-6

ニシグチ第1モータープール No. 6

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(株式会社イコムビルサービス)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤光紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小町546番地5

* 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号: 無指定

* 車名: _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月1日から2018年10月31日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書として使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

2017年10月14日

【賃貸人】

(甲)住所：生駒市小町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 壘 幸 治

TEL：(0743)75-2885(代)

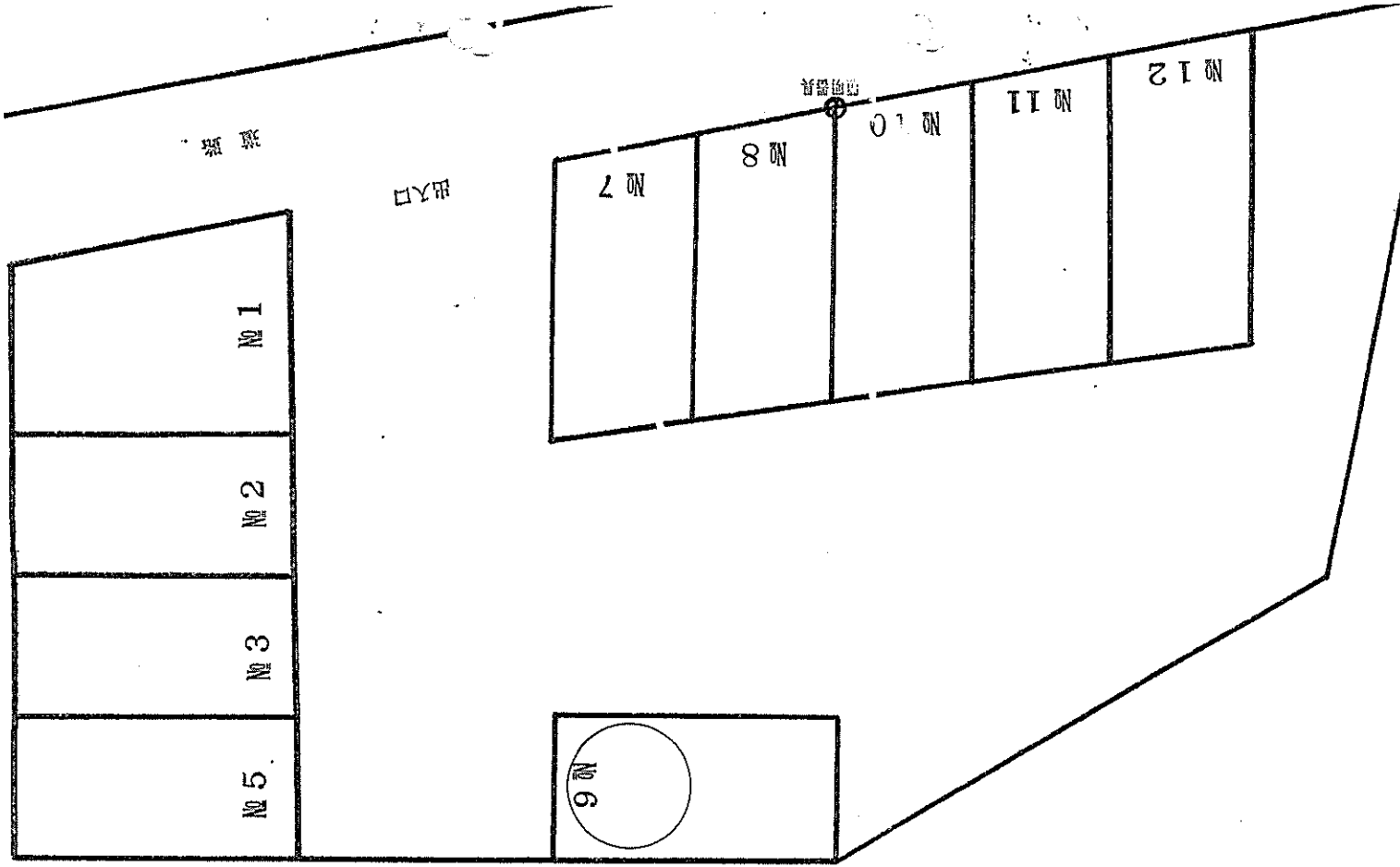
【賃借人】

(乙)住所：[Redacted]

氏名：佐藤 光紀

TEL：[Redacted]

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ 第1号ターナル

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 2

[変更後区画] No. 10

2017年10月10日

(甲) 住 所：生駒市小明町794番地
氏 名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

(上記代理人兼管理者) 住 所：生駒市谷田町876
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治



(乙) 住 所：[REDACTED]
氏 名：佐藤 光紀

【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町546番地5
名 称：ニシグチ第1モータープール

以 上

(以下乙とい
次の通り契約を

賃貸し、乙はこ

更することが出

る目的に使用し

あらかじめ甲

13/日迄の1
ヶ月間は、契約

せん。

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)との間に下記駐車場施設(以下駐車場という)の賃借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小町546番地の5

* 駐車場区画: 第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: _____

* 車名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成 27 年 2 月 / 日から平成 28 年 / 月 3 / 日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる結費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の變動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。

- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の内保安全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

27.1.29 平成 年 月 日

賃 貸 人 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービズ株式会社
代表取締役 仲埜 幸治

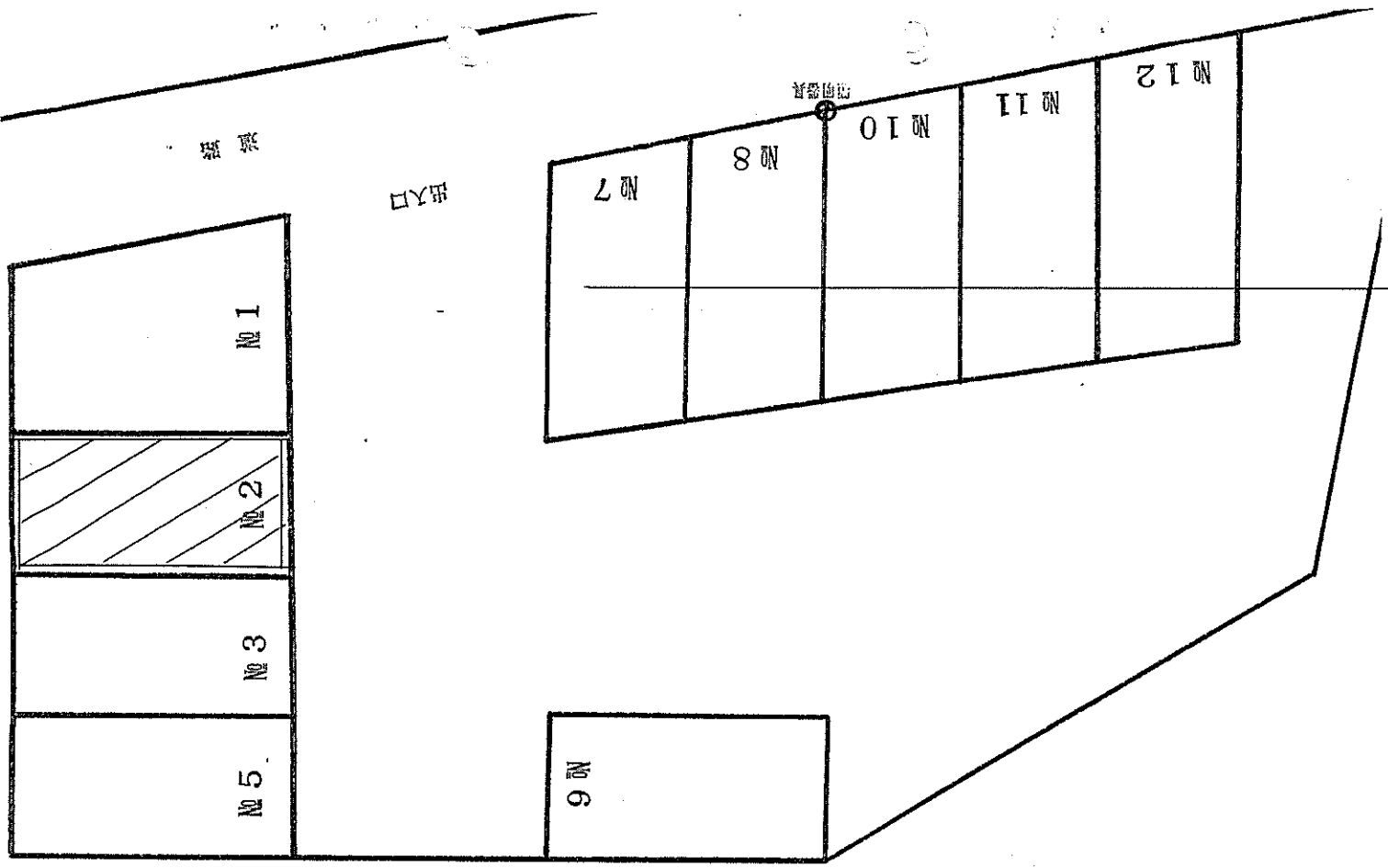
TEL：(0743)75-2885 (代)

賃 借 人 (乙) 住 所：

氏 名： 佐藤 光紀

TEL：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1モータープール

No. 11

ニシグチ第1モータープール No.6 → No.11.

駐車場賃貸借契約書

駐車場賃借契約書

株式会社 ニングチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設(以下
駐車場という)の賃借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有
する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニングチ第1モータープール
* 所 在 地：生駒市小町5 4 6 番地5
* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場をこの使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無指定

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月 3日から2018年10月 2日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成29年10月2日

【賃貸人】

(甲)住所：生駒市小町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲埜 幸治

TEL：(0743)75-2885(代)

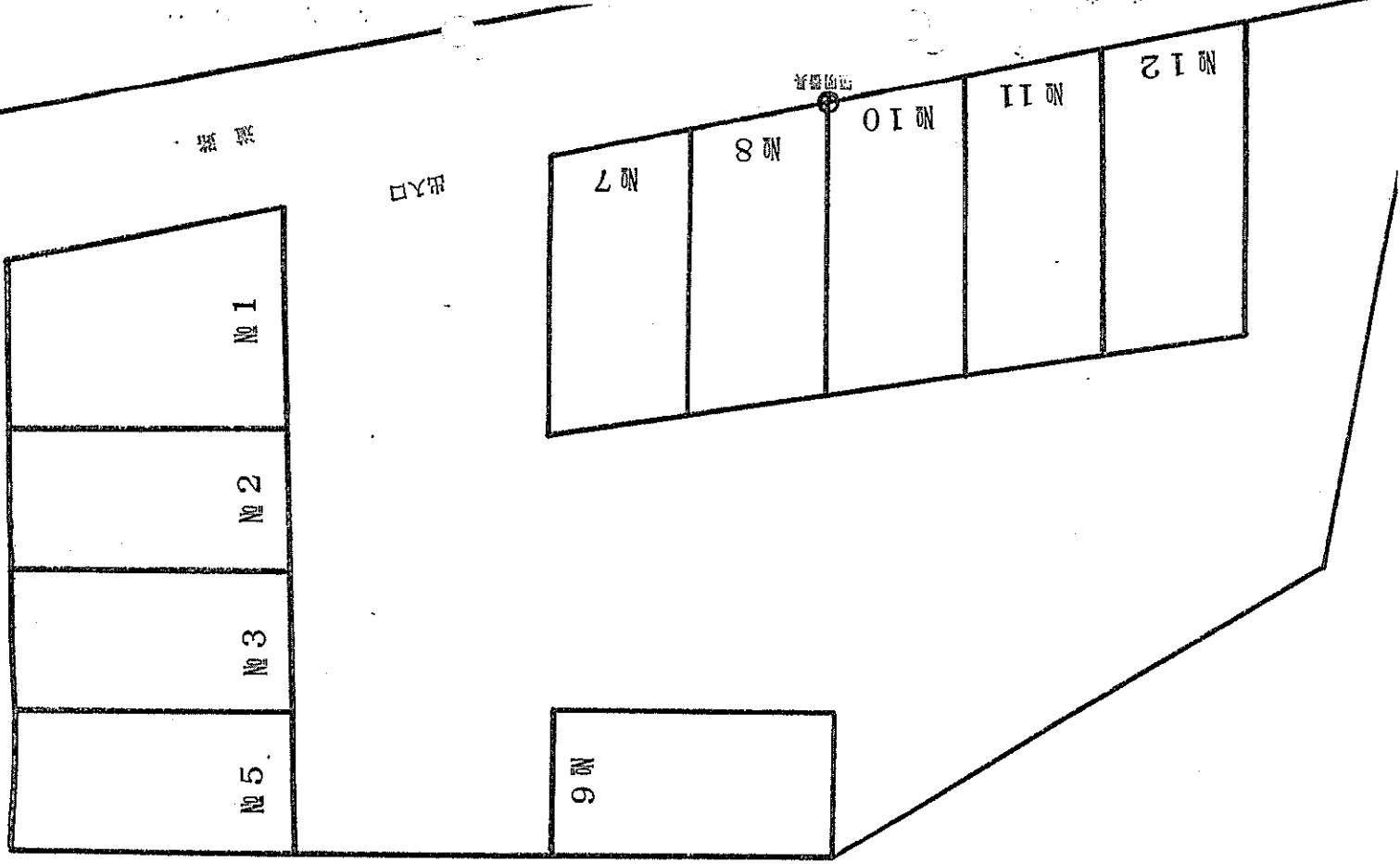
【賃借人】

(乙)住所：

氏名：

佐藤 光紀

TEL：



ニシグチ第1ビル

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)との間に下記駐車場施設(以下駐車場という)の賃借借に關し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール
* 所在地: 生駒市小町546番地の5
* 駐車場区画: 第 12 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: _____
* 車名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかにも違反した時は、甲は何等の通知を告げることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類等その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

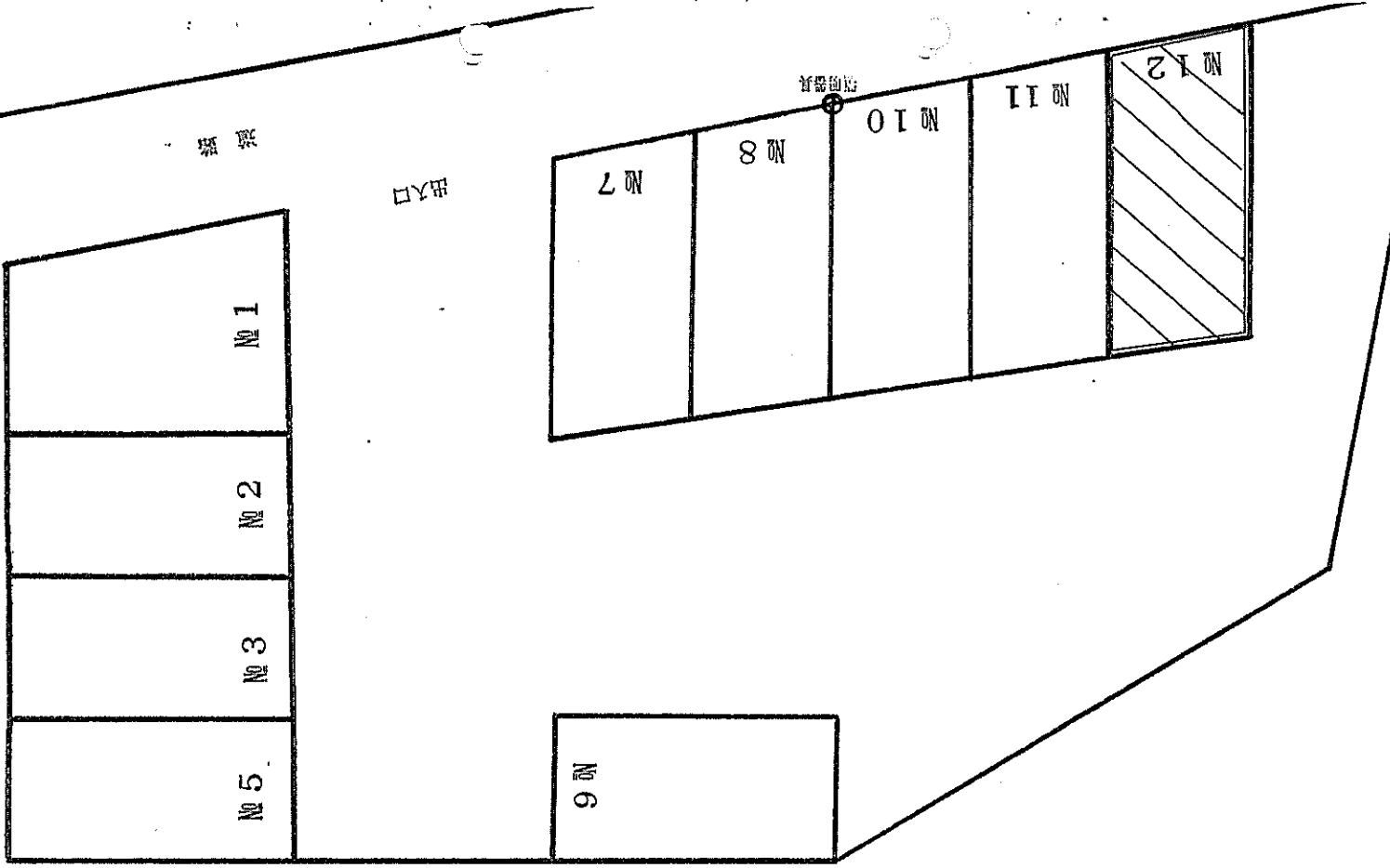
賃 貸 人
 (甲) 住 所：生駒市小町町794番地
 氏 名：株式会社ニシグチ
 代表取締役 西口 豊

平成 年 月 日
 27. 1. 26

上記代理人兼管理者
 住 所：生駒市谷田町 876
 氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
 代表取締役 仲 基 幸 治
 TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人
 (乙) 住 所：[Redacted]
 氏 名：佐藤光紀
 TEL：[Redacted]
 携 帯：[Redacted]

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1ビル



令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連スタッフ
⑤給料(賃金)	185,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2021/4/1												
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1
労働日数	23	17	23	20	19	22	22	22	22	22	22	22	16	22	23		249
労働時間数	200	145.5	193.0	178.0	172.0	179.0	196.0	189.0	191.0	131.0	188.5						2,141
時間外労働																	
休日労働																	
深夜労働																	
基本給	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000		1,788,000
固定残業	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000		432,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税合計	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000		2,220,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
総支給額	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000		2,220,000
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
雇用保険保険料	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555		6,660
社会保険料合計	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555		6,660
課税対象額	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445		2,213,340
所得税	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200		50,400
市県民税	5,900	5,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		11,800
年末調整還付金									-24,150								-24,150
控除額合計	10,655	10,655	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755		44,710
差引支給額	174,345	174,345	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	204,395	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245		2,175,290
領収印																	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	950 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和3年 4月1日から 令4年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩 1時間		
休日	<input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 土 <input checked="" type="radio"/> 日 <input checked="" type="radio"/> 祝日 <input checked="" type="radio"/> 年末及び年始 <input checked="" type="radio"/> お盆 <input type="radio"/> その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和3年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 佐藤光紀</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED]</div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賞与1	賞与2	合計
	17	14	19	17	13	17	13	17	16	13	16	12	18	16	18	14.0	16.0	18.0	16.0	18.0	18.0	18.0			
労働日数	84.0	68.5	94.5	92.0	73.5	91.0	58.0	100.5	85.0	77.0	88.0	97.0	1,009.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働時間数																									
時間外労働																									
休日労働																									
深夜労働																									
基本給	79,800	65,075	89,775	87,400	69,825	86,450	55,100	95,475	80,750	73,150	83,600	92,150	958,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	79,800	65,075	89,775	87,400	69,825	86,450	55,100	95,475	80,750	73,150	83,600	92,150	958,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	79,800	65,075	89,775	87,400	69,825	86,450	55,100	95,475	80,750	73,150	83,600	92,150	958,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	399	195	269	262	209	259	165	286	242	219	250	276	3,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	399	195	269	262	209	259	165	286	242	219	250	276	3,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	79,401	64,880	89,506	87,138	69,616	86,191	54,935	95,189	80,508	72,931	83,350	91,874	955,519	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	180	0	0	0	0	490	0	0	0	290	960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市県民税	1,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整還付金									-670				-670												
控除額合計	1,599	1,395	449	262	209	259	165	776	-428	219	250	566	5,721	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	78,201	63,680	89,326	87,138	69,616	86,191	54,935	94,699	81,178	72,931	83,350	91,584	952,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
領収印																									

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	838円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 10月から時給866円
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]		生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和3年 4月1日から 令和3年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 838円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和3年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 佐藤光紀</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED]</div> </div>			

雇用契約書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日	
氏名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現住所	■■■■■■■■■■	電話	■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和3年 10月1日から 令和4年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input checked="" type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 (<input type="checkbox"/>)		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 866円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和3年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 ■■■■■■■■■■ </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別		雇入年月日		2021/4/1					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	賞与1	賞与2
労働日数	6	3	5	2	9	7	5	4	3	4	4			58
労働時間数	30.0	16.0	25.0	10.0	40.0	36.5	25.0	20.0	15.5	20.5	20.0			288.5
時間外労働														0
休日労働														0
深夜労働														0
基本給	25,140	13,408	20,950	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320	13,423	17,753	17,320			245,473
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	25,140	13,408	20,950	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320	13,423	17,753	17,320			245,473
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	25,140	13,408	20,950	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320	13,423	17,753	17,320			245,473
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	25,140	13,408	20,950	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320	13,423	17,753	17,320			245,473
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
差引支給額	25,140	13,408	20,950	8,380	33,520	31,469	21,650	17,320	13,423	17,753	17,320			245,473
領収印	[Redacted]													

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	838円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 10月から時給866円
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和3年 4月1日から 令和3年 9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 838 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令3年 4月 1日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者		[REDACTED]	

雇用契約書

ふりがな	██████████	生年月日	
氏名	██████████	██████████	██████████
現住所	██████████	電話	██████████
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和3年 10月1日から 令和4年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 866 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和3年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">雇用者 佐藤光紀</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 ██████████</div> </div>			

